広報
おながわ
1月号
vol.968

女川町復興計画基本目標
とりもどそう 笑顔あふれる 女川町
女川第一中学校　一年　千葉嵩斗君

平成24年 年頭のごあいさつ

女川町長　須田　善明

新年を迎えるにあたり謹んで皆様にご挨拶を申し上げます。

昨年三月に発生した大震災は先人が営々と築き上げてきた私達の故郷の姿と普段の日常を奪っていきました。改めて犠牲になられました皆様に哀悼の意を表し、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。また今日に至るまであらゆる方面からの心温まるご支援がございました。改めて感謝の意を表しながら、復興へ向かう思いを町民皆様とともに固く結びあいたく存じます。

本年はふるさと新生へ本格的に歩みだす大変重要な年です。復興には非常に多額の財源が必要となりますが、国における財政支援や各種特例の概要がほぼ固まってきました。我が町における復興へ向けた最重要課題は新たな住居(地)の確保と産業再生ですが、その土台となる土地利用計画の原案を十二月の町議会やまちづくり協議会等で提示しました。明けての一月より町民説明会を各地で順次実施します。この復興は我が町にとっては〝新たに女川を作り上げる〟作業といっても過言でなく、未来志向での復興事業を行うことが不可欠です。今を生きる私達の生活の再建を通じ、それが将来世代に繋がるものにならなければなりません。これまでの女川の良さを踏襲し、国の支援を最大限かつ積極的に活用しながら、未来に繋がる本格復興のスタートを切れるよう全力を傾注していきます。併せて、復興財源の多くは国費、つまり全国民の税金と将来世代の負担によるもの、という認識を改めて共有し、だからこそ「立ち上がるのは他の誰でもない、私達町民一人ひとりなのだ」という強い気概を私達自身が持たなくてはなりません。情報と意識の共有を図り、スピード感を最大限重視しながら町民一丸となった復興を成し遂げられるよう臨んでいきます。町民皆様の多大なるご理解とご協力をお願い致します。

未だふるさとの美しかった姿を取り戻すには至ってはいません。一方で、昨年比の三割ながらサンマをはじめとする水揚げがありました。海原には徐々に養殖いかだが設置されています。仮設コンテナ村に続き三月には女川高校グラウンドに五十店舗の仮設商店街が開設予定です。一歩一歩、着実にふるさと新生への歩みは刻まれています。それを為してきたのは町民と女川を愛する人々の強い思いと絆です。それこそがふるさと女川の力だ、と私は信じております。官民の力を合わせ、私達は必ずこの困難を乗り越え、ふるさと新生を果たすのです。

私たちの希望ある未来へ向けた力強い本年となりますよう、改めて皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、年頭のご挨拶と致します。

女川町議会議長　木村　公雄

謹んで、新年のごあいさつを申し上げます。

昨年の三月十一日に発生した東日本大震災により、被災された町民の皆様に衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、不幸にして犠牲となられました方々に謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げます。

さて、私たち議員は、昨年の延期されておりました統一地方選挙を経て、新たに十二人の議員でスタートしたところでございます。

私は、昨年十一月の改選後の初議会におきまして、議員各位のご推挙により、議長に就任いたしました。身の引き締まる思いとその責務の重大さを痛感しております。

この大震災により数多くの住宅、店舗、水産加工工場等が流失、道路やライフライン等に甚大な被害がありました。本町でも復興計画が策定され、被災された町民の方々が、元の生活を一日でも早く取り戻すため、復興の道を一歩一歩着実に歩み始めているところであります。

議会といたしましても、「ふるさと女川」の復興のため町民の意向を尊重し、町当局とともに若者が夢と希望を持ち、町民の目線で「おもいやり」と「やさしさ」を基に、高齢者が安心して暮らせるようなまちづくりのため、全力を傾注する所存であります。

今後とも、町民の代表として町政の審議を担う議会の責務の重さを再認識し、議員一丸となって町民福祉の向上に努力するとともに、議会の活性化に取り組み、議員の自己研鑽を図り、資質の向上に努め、「町民に開かれた信頼される議会」を目指してまいります。併せて本年も引き続き議会・住民懇談会を開催し、町民の方々にわかりやすく、参加しやすい開かれた議会運営を進めてまいる所存であります。

どうか本年も、町議会に対しまして、なお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、年頭のごあいさつといたします。

まもなく平成24年度（平成23年分）町県民税の申告がはじまります。

申告の準備はお早めに！

町では、平成24年度（平成23年分）の町県民税の申告受付を平成24年2月14日（火）から3月15日（木）までの日程で、各地区会場（別表）を巡回し、実施いたします。みなさんの地区日程に合わせて申告を行ってください。

申告が始まると受付窓口は大変混雑します。特に営業等を営んでいる方は、あらかじめ申告に必要な収入や経費などを調べ、帳簿の整理をお願いします。

なお、申告に係るくわしいことや不明な点がありましたら、お気軽に役場税務課（☎54－3131内線141・145）へお問い合わせください。

申告が必要な方

町県民税は、前年の所得（平成23年1月1日から平成23年12月31日までの所得）をもとに課税されます。

申告が必要な方は、次のとおりです。

【該当用件】

①平成24年1月1日現在、女川町に住所があって、平成23年中に所得があった方

②女川町に事務所・事業所または家屋敷のいずれかがあり、町外に住所のある方

③給与所得者で、雑損控除（平成23年中に災害や盗難にあった方）や医療費控除を受けようとする方

④給与所得者で、平成23年中に退職し、再就職していない方

申告を必要としない方

①平成23年分の所得税の確定申告書を税務署へ提出した方、もしくはこれから提出しようとする方

②平成23年中の年間所得が給与所得だけで、給与支払者から町長あてに給与支払報告書を提出した方で、年末調整を済まされた方

③障害年金、遺族年金、遺族恩給、失業保険だけの方（ただし、電話等で年金などの種類を具体的に報告願います。）

申告に持参するもの

次のものを持参のうえ、申告受付会場に来場ください。

【必要な書類】

①給与所得者は、源泉徴収票（ない方は給与支払者の証明書）または精算証明書

②営業、その他事業所得者は、収入および経費に関する帳簿

③印鑑および預金通帳

※なお、雑損、医療費、生命保険料、国民年金保険料などの控除を受ける方は、領収書、証明書または支払いを証明する文書などをご持参願います。

申告についての注意事項

①申告期間中は、各会場とも大変混雑が予想されますので、できるだけ指定の日に申告してください。

②税務署からご案内のある方は、税務署で申告してください。

③申告の必要があるのにこれを怠りますと、公営住宅、融資、保育所などに必要な所得証明書や非課税証明書等を発行できないなど、みなさん自身にとって不利益になることがありますので、ご注意願います。

償却資産申告および給与支払報告書の提出

償却資産の所有者は毎年1月1日現在所有する資産について、その所在地、種類、数量、取得年月日、取得価格、耐用年数、その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を申告しなければなりません。

なお、東日本大震災により滅失または損壊した償却資産に代わるものとして取得または改良した償却資産に対しては、課税標準の特例の適用を受けることができますので、申告書と併せて「代替資産対照表」等の関係資料を添えて申告してください。

償却資産の申告や給与支払報告書の提出期限は、次のとおりです。

▽償却資産の申告…
1月31日（火）まで

▽給与支払報告書…
1月31日（火）まで

※できる限り、早めの提出をお願いします。

町県民税の申告受付は

2月14日（火）～3月15日（木）

【問合せ先：税務課☎54－3131内線141・145】

平成24年度（平成23年分）**町県民税申告受付日程表**

受　付	曜日	地　区　名　等	時　間	会　場	備　考
2月14日	火	大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘 次の応急仮設住宅（女川第一小学校グラウンド、旭が丘北側・南側・ゲートボール場・一丁目地区、針浜地区）	9：00～16：00	旭が丘集会所	
15日	水		9：00～**19：00**		**夜間受付あり**
16日	木		9：00～16：00		
17日	金		9：00～16：00		
20日	月	次の応急仮設住宅（石巻バイパス用地、石巻市蟹田地区、石巻市内田地区）	9：00～16：00	石巻バイパス用地集会所（20号棟付近）	
21日	火		9：00～16：00		
23日	木	次の応急仮設住宅（石巻バイパス用地）	9：00～16：00	石巻バイパス用地集会所（8号棟付近）	
24日	金		9：00～16：00		
2月14日から24日までの地区指定日に申告ができなかった方は、下記日程のとおり旧行政区の区分で申告を受付します。					
28日	火	桐ヶ崎、竹浦、尾浦、御前、指ヶ浜	9：00～16：00	女川町役場（仮設庁舎）1階会議室	
29日	水	高白、横浦、大石原、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取	9：00～16：00		
3月1日	木	出島、寺間（江島の方も可）	9：00～16：00		
2日	金	江島（出島、寺間の方も可）、女川一、女川二	9：00～16：00		
5日	月	小乗、西一、西二、大原全区	9：00～16：00		
6日	火	上全区、黄金、南	9：00～16：00		
7日	火	清水全区	9：00～16：00		
8日	水	宮ヶ崎、石浜全区	9：00～16：00		
9日	金	まだ申告が済んでいない方	9：00～**19：00**		**夜間受付あり**
10日	土		9：00～**19：00**		**夜間受付あり**
11日	日		9：00～16：00		
12日	月		9：00～16：00		
13日	火		9：00～16：00		
14日	水		9：00～16：00		
15日	木		9：00～16：00		

※本年度、各地区を巡回しての申告受付は、当該施設の設備上の関係で上記のようになりましたのでご了承願います。

平成24年度
入札参加資格登録申請書の補充登録のお知らせ

町では、平成24年度の一般競争入札及び指名競争入札の参加資格（補充登録）申請を次のとおり受け付けます。

受付期間　平成24年2月1日～2月29日まで
登録期間　平成24年4月1日～平成25年3月31日
申請方法　郵送または宅配便のみ
送 付 先　〒986-2261　宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原316
女川町役場 総務課 管財係　☎54－3131（内線216）

※各申請様式は、ホームページからダウンロードするか、総務課窓口で用意しています。

震災に関する各種支援制度の手続きはお済みですか？

被災者に対する各種支援制度があります。もう一度制度内容を確認していただき、まだ手続きがお済みでない方は、お早目に手続きを行ってください。

①被災者生活再建支援金について

半壊や大規模半壊のり災判定を受けた世帯、敷地に被害を受けやむを得ず解体した世帯についても「全壊」として取り扱うことができ、申請が可能となります。

※「全壊」として取り扱うのは、被災者生活再建支援制度のみとなっており、義援金などについては、り災区分での支給となりますのでご了承ください。

１．被災者生活再建支援制度の内容

平成 23 年東日本大震災により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。申請書は、女川町での受付後、宮城県を経由して、本制度の実施機関である「被災者生活再建支援法人」に送付され、同法人において申請書の内容の審査を行い支給金額を決定し、指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。

住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の２つの支援金が支給されます。

２．対象となる被災世帯

女川町内に居住の世帯で震災により、次に該当した場合

（１）住宅が全壊した世帯　（２）住宅が「大規模半壊」した世帯

（３）住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（必ず解体する前にご相談ください）

３．支援金の支給額

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となります。

Ａ　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

申請期限：平成 25 年４月 10 日まで

（災害のあった日から 25 ヶ月の間）　※１年間延長されました

Ｂ　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

申請期限：平成 26 年４月 10 日まで（災害のあった日から 37 ヶ月の間）

■　世帯の構成員が２人以上　（単位：万円）

区　分	Ａ基礎支援金	住宅の再建方法	Ｂ加算支援金	Ａ＋Ｂ合計
全壊世帯	１００	建設・購入	２００	３００
		補　修	１００	２００
		賃　借	５０	１５０
大規模半壊世帯	５０	建設・購入	２００	２５０
		補　修	１００	１５０
		賃　借	５０	１００

■　世帯の構成員が１人　（単位：万円）

区　分	Ａ基礎支援金	住宅の再建方法	Ｂ加算支援金	Ａ＋Ｂ合計
全壊世帯	７５	建設・購入	１５０	２２５
		補　修	７５	１５０
		賃　借	３７．５	１１２．５
大規模半壊世帯	３７．５	建設・購入	１５０	１８７．５
		補　修	７５	１１２．５
		賃　借	３７．５	７５

※住宅が「半壊」または「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「全壊」と同様の扱いを行います。

※加算支援金の「賃借」については、公営住宅や仮設住宅への入居は除きます。

４．申請に必要なもの（全ての書類をそろえてから申請を行ってください。）（申請者は被災世帯の「世帯主」となります。）

Ａ　基礎支援金

・全ての世帯　①り災証明書　②住民票または外国人登録原票記載事項証明書（世帯員全員のもの）
③世帯主の預金通帳の写し　④印鑑　⑤本人確認ができるもの（運転免許証、本人確認証など）

・住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯（①～⑤に加えて）
⑥滅失登記簿謄本（閉鎖登記事項証明書）や解体証明書

・敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（①～⑤に加えて）
⑥滅失登記簿謄本（閉鎖登記事項証明書）や解体証明書　⑦敷地被害を証明する書類（敷地の修復工事の契約書等の写しなど）

Ｂ　加算支援金

・全ての世帯　⑧住宅の建設・購入、補修または賃借が確認できる契約書等の写し

※その他、町長が必要と認める書類を求めることがあります。

②東日本大震災に係る義援金について

1．義援金受付団体分（日赤等）の配分割合について

地震又は津波により被害を受けた方に下記のとおり配分します。

被　害	支　給　対　象	第一次配分	第二次配分	合計金額
人的被害	死亡・行方不明者（１人当たり）	350,000 円	500,000 円	850,000 円
住家被害	全壊（１戸当たり）	350,000 円	500,000 円	850,000 円
	大規模半壊（１戸当たり）	180,000 円	470,000 円	650,000 円
	半壊（大規模半壊を除く）（１戸当たり）	180,000 円	270,000 円	450,000 円

2．宮城県災害対策本部の配分割合について

地震又は津波により被害を受けた方に下記のとおり配分します。

被　害	支　給　対　象	第一次配分	第二次配分	合計金額
人的被害	死亡・行方不明者（１人当たり）	150,000 円	－	150,000 円
	災害障害見舞金対象者（１人当たり）	100,000 円	－	100,000 円
	災害孤児（１人当たり）	500,000 円	－	500,000 円
	母子・父子世帯 配偶者のない女子（または男子）が児童を扶養している世帯	－	200,000 円	200,000 円
	高齢者・障害者施設入所者等 大規模半壊以上の被害を受けた高齢者及び障害者施設に入所している者	－	100,000 円	100,000 円
住家被害	全壊（１戸当たり）	100,000 円	50,000 円	150,000 円
	大規模半壊（１戸当たり）	70,000 円	30,000 円	100,000 円
	半壊（大規模半壊を除く）（１戸当たり）	20,000 円	30,000 円	50,000 円

（児童とは、平成４年４月２日から平成 23 年３月 11 日までに生まれた者）

3．女川町災害義援金配分委員会で決定された配分割合について

地震又は津波により被害を受けた方に下記のとおり配分します。

被　害	支　給　対　象	合計金額
人的被害	死亡・行方不明者（１人当たり）	70,000 円
	災害孤児（１人当たり）	10,000 円
	母子・父子世帯	10,000 円
住家被害	全壊（１戸当たり）	70,000 円
	大規模半壊（１戸当たり）	50,000 円
	半壊（大規模半壊を除く）（１戸当たり）	20,000 円

（児童とは、平成４年４月２日から平成 23 年３月 11 日までに生まれた者）

※行方不明者については、震災後３ヶ月間その生死がわからないため、東日本大震災によって死亡したものと推定される方
※全壊、大規模半壊、半壊については、り災証明書の被害判定による。

4．申請に必要なもの（全ての書類を揃えてから申請を行ってください）

（人的被害）　東日本大震災により死亡した者及び行方不明者の遺族等が申請します。（死亡・行方不明者以外の支給対象者は問い合わせください。）

申請に必要なもの：り災証明書、死亡診断書（検案書）等の写し、印鑑、申請者の預金通帳の写し、本人確認ができるもの（運転免許証、本人確認書等）、戸籍謄本（申請者と死亡した方等との関係が分かるもの）

（住家被害）　り災証明書の被害の判定により被災世帯の「世帯主」が申請します。

申請に必要なもの：り災証明書、印鑑、世帯主の預金通帳の写し、本人確認ができるもの（運転免許証、本人確認書等）

※その他町長が必要と認める書類を求めることがあります。

5．人的被害の申請の範囲及び順位

順位	対　象　者	
1	死亡者により生計を主として維持していた遺族	配偶者
2		子
3		父　母
4		孫
5		祖父母
6	上記以外	配偶者
7		子
8		父　母
9		孫
10		祖父母

6．住家被害の申請者　住家の被害を受けた世帯の世帯主

7．支給対象者がいない場合

（人的被害）

ア　左図の範囲の遺族がいない場合、死亡者及び行方不明者の法定相続人に支給することとする。（例えば兄弟姉妹等）

イ　上記アの者もいない場合には、葬祭を行った親族に対して支給することとする。（親族とは６親等以内の血族及び３親等以内の姻族）

（住家被害）

ア　直系の遺族がいない場合には、死亡した世帯主の法定相続人に支給することとする。（例えば兄弟姉妹等）

イ　上記アの者もいない場合には、葬祭を行った親族に対して支給することとする。（親族とは６親等以内の血族及び３親等以内の姻族）

③災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金の貸付について

Ⅰ．災害弔慰金について

１．災害弔慰金とは

震災を起因として、亡くなられた遺族に対し、弔慰金を支給するものです。

２．支給対象者と支給額

（１）支給対象者　災害により死亡した者及び行方不明者の遺族

（２）支給額

受給される遺族の世帯の生計維持者であった場合

５００万円

その他の場合　２５０万円

３．申請に必要なもの（全ての書類を揃えてから申請を行ってください。）

①り災証明書　②死亡診断書（検案書）等の写し

③支給対象者の預金通帳の写し

④戸籍謄本（支給対象者と死亡した方等との関係が分かるもの）

⑤本人確認できるもの（運転免許証、本人確認書など）　⑥印鑑

※　その他町長が必要と認める書類を求めることがあります。

４．申請の範囲及び順位

順位	対象者	
1	死亡者により生計を主として維持していた遺族	配偶者
2		子
3		父　母
4		孫
5		祖父母
6	上記以外	配偶者
7		子
8		父　母
9		孫
10		祖父母
11・12	死亡された方の死亡当時、その方と同居または生計を同じくしていた遺族	兄弟姉妹

Ⅱ．災害障害見舞金について

１．災害障害見舞金とは

震災を起因として、下記のような重度の障害を受けた方に、見舞金を支給するものです。

２．対象となる障害の程度

１．両眼が失明した方　２．租借（そしゃく）及び言語の機能を廃した方

３．神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方

４．胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方

５．両上肢をひじ関節以上で失った方　６．両上肢の用を全廃した方

７．両下肢をひざ関節以上で失った方　８．両下肢の用を全廃した方

９．精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる方

３．支給額　世帯の生計維持者の場合　２５０万円　その他の場合　１２５万円

４．申請に必要なもの（全ての書類を揃えてから申請を行ってください）

①医師の診断書　②支給対象者の預金通帳の写し　③印鑑

Ⅲ．災害援護資金の貸付について

１．災害援護資金貸付制度とは

災害弔慰金の支給等に関する法律により、震災で世帯主が全治１か月以上の重傷を負ったときや住居・家財に大きな被害を受けた場合において、生活の立て直しのため災害援護資金の貸付を受けられる制度です。申請者は、世帯主となります。

２．以下の損害及び程度のいずれかに相当する世帯

障害の種類・程度及び貸付限度額	家財及び住居に損害のない場合	家財のおおむね1/3以上が損害を受けた場合	住宅が半壊・大規模半壊の場合	住宅が全壊の場合	住居の全体が滅失・流失の場合
世帯主が負傷し療養期間がおおむね１ヶ月以上の場合	１５０万円	２５０万円	２７０万円（３５０万円）	３５０万円（３５０万円）	３５０万円
世帯主におおむね１ヶ月以上の負傷がない場合	－	１５０万円	１７０万円（２５０万円）	２５０万円（３５０万円）	３５０万円

被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情があるときは、（　）内の金額となります。

３．所得制限

世帯人数	１人	２人	３人	４人	５人以上	住居全体が滅失・流失した場合は、世帯人数にかかわらず、1,270万円
総所得額	220万円	430万円	620万円	730万円	１人増すごとに730万円に30万円を加えた額	

４．申請に必要なもの（全ての書類を揃えてから申請を行ってください。）

①災害援護資金借入申込書　②医師の診断書（世帯主が１ヶ月以上の負傷をした場合）

③り災証明書　④所得証明書若しくは非課税証明書（世帯員全員分）　⑤資産証明書

⑥町税の納税証明書　⑦住民票謄本（世帯員全員の記載のあるもの）

⑧印鑑（印鑑登録をしている印）

※連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の④・⑤・⑥の証明書も必要になります。

り災証明書の発行について

現在、り災証明書の再発行業務を行っております。なお、り災証明書の発行が必要な方で家屋被害調査の依頼をしていない方は、役場税務課（☎ 54-3131　内線 144）に１月末までお問い合わせください。

民生児童委員の担当区域が決まりました

民生児童委員は、震災後の活動担当区域が割振りできない状態が続いていましたが、今回新たに担当区域が決定しました。地域の身近な相談相手として活動させていただきますので、よろしくお願いします。

なお、主任児童委員の２名は引き続き女川町内全域を担当します。

担当区域	決定担当者	備考	担当区域	決定担当者	備考
大沢区	阿部　邦雄		新田仮設住宅	三浦　弘善	新田地区含む
浦宿１区	木村　義子		福祉仮設住宅		
浦宿２区	三宅　仁子		小乗仮設住宅	木村　征一	
浦宿３区	木村　稔雄		高白仮設住宅		
針浜区	木村　義子		横浦北仮設住宅	石森　昌義	
針浜仮設住宅	木村　稔雄		大石原仮設住宅		
旭が丘区	佐藤　京子	１丁目仮設含む	野々浜仮設住宅		
	赤間　勝		飯子浜仮設住宅		
旭が丘北仮設住宅	遠藤　悦子		塚浜仮設住宅		
旭が丘南仮設住宅			小屋取仮設住宅		
旭が丘仮設住宅			小屋取区		
１小学校仮設住宅			宮ヶ崎区	柳澤　清孝	
上３区	簡野　良子		宮ヶ崎仮設住宅		
上４区	堀米　悦郎		石浜西・東区	遠藤　悦子	
上５区	阿部　厚子		桐ヶ崎仮設住宅	鈴木　誠喜 鈴木　實	
西２区	木村　睦男		尾浦区		
福祉仮設住宅	平塚　征子	地域福祉Ｃ	３小仮設住宅		
女川１区			御前区		
多目的仮設住宅	平塚　征子 平塚　冨貴		指ヶ浜仮設住宅		
			出島区	土井　賢亮	仮設含む
野球場仮設住宅	三浦　知代 柳澤　清孝		寺間区		
			江島区	橋野　昌義	
清水１区	阿部　純也		石巻バイパス仮設住宅	阿部ひろ子 土井　賢亮 木村佳代子	
清水２区					
清水３区					
清水仮設住宅			蟹田・内田仮設住宅		

あなたの思い出を探してみませんか？ 女川町写真センターをオープン！

町では、津波で流出した写真や記念品を陸上競技場内で管理・展示してきました。特に写真は約10万枚が保管されていて、自分や家族の写真を探すだけでも一苦労。『もっと簡単に探せたら…』という声に応え、このたび(株)リコー様の全面支援を受けて、写真を簡単なパソコン操作で探せる『女川町写真センター』として、１月10日(火)からリニューアルオープンします。失くしてしまった思い出の品を、ぜひ見つけてください。

開所日時　毎週 火・木・日曜日　　午前９時～午後４時
場　所　女川町陸上競技場 男子更衣室（総合運動場内）
利用案内　①パソコンが使えない方でも簡単に探せます。（操作案内もします）
②所有者には写真原本のほか、デジタル化したデータもお渡しできます。
③人員配置の都合上、開所日以外の利用はご遠慮ください。

《原案の現時点での考え方》

東日本大震災により壊滅的な被害を受けた本町においては、今回の地震・津波の教訓をふまえ、災害から生命を守り、安心・安全で住みよい港町づくりを町民と一体となり協働して推進してまいります。

中心市街地の中心部に中枢的機能を集約し、復興市街地の核を形成することを目指します。各市街地を結びつける国道398号などの道路を整備し、市街地形成の軸と災害に強い交通軸を位置づけます。

今後も発生が予想される津波に対して、町民の生命と住宅を守ることを基本方針とし、住宅地は安全な高台に配置し、商業施設、水産加工施設は集約し整備を図ります。

本案に対するご意見を女川町役場復興対策室にお寄せください。
（0225－54－3131　内線231、234）

注：この計画図はイメージです。

女川町中心市街地復興構想【原案】

（2011年12月8日現在）

　このたび女川町では、町中心部の復興計画の原案を作成しました。今後、町民皆さまのご意見を伺って計画を見直し、完成させていきます。

　１月半ばから開催する説明会にて具体的な内容についてご説明させていただきますので、町民皆さま多数のご参加をよろしくお願いします。

女川町地域医療センターからのお知らせ

新年を迎えて

女川町地域医療センター「輝望の丘」
センター長　齋藤　充

二〇一一年は誰もが生涯決して忘れることのない一年でした。新たな年を迎え、震災や震災に関連し犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、二〇一二年は皆様が明るい笑顔で過ごすことができる一年になることを願います。

旧女川町立病院も一階部分までが津波の被害にあい、貴重なカルテが流失し、薬や検査機器が使用できなくなりました。はじめは水道も電気もなく、いろいろなものがない中で「何とかここで踏みとどまって町民の希望の光になろう」と二階センターアトリウムでの救護所から始め、その後全国からの支援をいただきながら、二階仮設診療所での診療を開始。少しずつ改修工事をすすめ、十一月から一階での外来診療、レントゲン・CT等の検査を再開することができました。

震災以前、医師不足に端を発した経営難から、病床を19床に減らし診療所とし、その代わりにこれまでの専門医中心の医療から総合医・家庭医を中心に「町民のかかりつけ医」としての医療を提供するとともに「在宅医療」にも重点を置き、また、高齢化が進む中にあって要介護者の受け皿として老人保健施設を増床する計画でした。

震災により公益社団法人地域医療振興協会による民営化は半年先送りされましたが、診療所化を半年早め、名称も「女川町地域医療センター」と変更しました。本年四月には老人保健施設が100床に増床される予定で、現在改修工事を進めております。

震災で、女川町の医療情勢は大きく変化しました。町内のクリニックや薬局が被災し、出島、江島の診療所も閉鎖され、我々の施設が唯一の医療機関となりました。これまで以上に「町民のための医療機関にならなければ」という責任を感じています。また町民の多くが仮設住宅での不安で不自由な生活を余儀なくされ、町外の仮設住宅で生活される方も大勢いらっしゃいます。今後は、町民のこころとからだのケアを行い、仮設住宅や離島へも我々の方から積極的に出向いて行こうと考えています。

「女川町地域医療センター」の愛称を皆様に募集したところ「輝望の丘（きぼうのおか）」に決まりました。「女川の輝く自然（海、山、あさひ）を望む場所で、町民の輝く命や健康を見守って欲しい」との願いが込められています。

震災後「医療は水や電気やガスと同じように町民の生活に不可欠である」と強く感じるようになりました。これから女川町の復興に向けて、町民の皆様が安心して生活を再建し暮らしていくことができるよう「いつでも、何でも」皆様の相談にのり、皆様に愛される施設を目指してまいります。

（写真：12月1日の日の出）

外来診療科・診療日

	総合診療外来		心療内科	小児科	眼　科	皮膚科
	午前	午後	午後	午前	午後	午前
月	●	●	－	－	－	－
火	●	●	●	－	－	－
水	●	－	－	●	－	－
木	●	●	－	－	●	－
金	●	●	－	－	－	●
土	●	－	－	－	－	－

診療受付時間
午前８：30～11：30
午後１：30～４：00

≪総合診療外来≫内科、外科、整形外科、小児科 その他科を問わずご相談ください。
◍急患については24時間対応しております。まずはお電話ください。【電話 53-5511】
◍ 11月より［眼科］、［皮膚科］の診療を再開しています。

年末年始は12/29～1/3まで休診となります。

女川町地域医療センター　輝望の丘

新 女川町地域包括支援センターだより 2号

“大震災と身体機能の低下・認知症”

被災地においては、住み慣れた家や地域での生活ができなくなり、長期に及ぶ避難所生活や狭い空間での生活が余儀なくされました。

そのために高齢者では身体機能が落ちて要介護になったり、認知症の症状が悪化したりとご本人だけでなく家族の方や周囲の方も困惑することがたびたび聞かれます。

身体機能低下・認知症の予防や悪化防止にとどまらず、ひとりひとりが少しの配慮で暮らしやすくなります。家族だけが抱え込まないためにも、その対応について一緒に考えましょう。

認知症専門相談会開催について

認知症なのだろうか？
単なる物忘れなのだろうか？
どんな対応をしたらいいのだろうか？
専門医が相談に応じてくださいます。

1．日　時：平成24年１月16日（月）
　　午後３時～５時
2．場　所：女川町地域福祉センター２階
　　（旧女川町立病院向い）
3．内　容：認知症専門医による個別相談
　　療養指導

＊予約制となっております。
希望される方は１月12日（木）までに女川町地域包括支援センターにご連絡ください。

●連絡先
女川町地域包括支援センター
TEL 53－2272

認知症相談窓口

認知症について相談したいとき

・本人と相談に行きたい
↓
最寄りのお医者さんへ

・本人が病院へ行きたがらない、家族だけで相談したい
↓
地域包括支援センター

介護のことを相談したいとき

・地域の介護情報を知りたい
↓
地域包括支援センター

・介護の悩みを聞いて欲しい
↓
認知症の人と家族の会　TEL 0120-294-456
介護支え合い電話相談　TEL 0120-070-608

かかえこまずに気軽にご相談ください。

『経済センサス―活動調査』を実施

平成24年２月１日現在で、「経済センサス―活動調査」を実施します。
この調査は「経済に関する国勢調査」で、会社やお店など全国すべての企業・事業所が対象です。

調査票は平成24年１月末日までに統計局から郵送でお届けしますので、２月１日以降に提出をお願いします。

調査結果は、国の各種行政政策だけでなく、地域の産業振興や商店街の活性化などの基礎資料としても活用されますので、調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いします。

女川町における空間放射線量率の測定結果

女川町では、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の対応として宮城県から簡易型放射線測定機（株式会社堀場製作所 PA － 1000）を借用し、定点測定（仮設役場庁舎付近）及び学校、保育所の校庭、所庭など６カ所 14 地点の空間放射線線量率を７月から測定しています。

測定の方法、結果は以下のとおりです。

（１）測定場所

被災等により使用していない学校等は対象外としています。原則として校庭・所庭の中央部を測定場所として、地上１ｍ及び 50 ｃｍの高さで測定します。

なお、第四保育所の砂場については、地上５㎝の高さで計測しています。

（２）測定方法

測定は、宮城県から借用した簡易型放射線測定器を使用し、測定場所において、３分間程度経過後に測定を開始し、１分間隔で５回の測定値を平均したものです。

測　定　場　所	測定頻度
1 仮設役場庁舎付近	毎日測定
2 第二小学校校庭	毎日測定
3 第一中学校校庭	週１回測定
4 第一保育所（所庭・砂場）	週１回測定
5 第四保育所（所庭・砂場）	週１回測定
6 第二多目的運動場	週１回測定

（３）測定結果

単位：μ sv/h

測　定　場　所	高さ	これまでの測定値の範囲		
		7～9月	10月	11月
1 仮設役場庁舎付近	1 m	0.07 ～ 0.10	0.07 ～ 0.08	0.07 ～ 0.09
	0.5 m	0.07 ～ 0.10	0.07 ～ 0.08	0.07 ～ 0.09
2 第二小学校校庭	1 m	0.11 ～ 0.14	0.10 ～ 0.12	0.10 ～ 0.13
	0.5 m	0.11 ～ 0.14	0.11 ～ 0.12	0.11 ～ 0.13
3 第一中学校校庭	1 m	0.11 ～ 0.14	0.11 ～ 0.12	0.11 ～ 0.12
	0.5 m	0.11 ～ 0.14	0.11 ～ 0.12	0.12
4 第一保育所（所庭・砂場）	1 m		0.08 ～ 0.09	0.09
	0.5 m		0.08 ～ 0.09	0.09 ～ 0.10
	砂場 5cm		0.06	0.05 ～ 0.06
5 第四保育所（所庭・砂場）	1 m	0.12 ～ 0.14	0.11 ～ 0.13	0.12
	0.5 m	0.12 ～ 0.14	0.12 ～ 0.14	0.12 ～ 0.13
	砂場 5cm	0.05 ～ 0.07	0.05 ～ 0.06	0.06
6 第二多目的運動場	1 m	0.07 ～ 0.08	0.07 ～ 0.09	0.06 ～ 0.08
	0.5 m	0.07 ～ 0.10	0.07 ～ 0.09	0.07 ～ 0.08

※第一保育所：10 月から計測実施

◎ 12 月の測定結果

学　校　等　名	1日	2日			5日	6日	7日	8日	9日			12日	13日	14日	15日	16日
二小校庭(1.0m)	0.12	0.11			0.11	0.12	0.12	0.11	0.11			0.12	0.10	0.11	0.11	0.11
二小校庭(0.5m)	0.12	0.12			0.12	0.11	0.12	0.11	0.11			0.11	0.11	0.12	0.11	0.11
一中校庭(1.0m)					0.11							0.12				
一中校庭(0.5m)					0.11							0.12				
一保所庭(1.0m)					0.09							0.09				
一保所庭(0.5m)					0.09							0.09				
一保砂場(5cm)					0.06							0.06				
四保所庭(1.0m)					0.12							0.11				
四保所庭(0.5m)					0.12							0.12				
四保砂場(5cm)					0.06							0.06				
第二多目的運動場(1.0m)					0.07							0.07				
第二多目的運動場(0.5m)					0.07							0.07				
仮設役場前(1.0m)	0.08	0.08			0.08	0.07	0.08	0.07	0.08			0.08	0.08	0.07	0.08	0.08
仮設役場前(0.5m)	0.08	0.08			0.08	0.07	0.08	0.08	0.08			0.09	0.08	0.07	0.07	0.08

○本町においては、最大でも、文部科学省が校内外での屋外活動制限の暫定的な目安としている 3.8 μ sv/h（年間 20msv）を下回っていました。また、校庭の土壌改良を実施した場合、文部科学省が財政的支援を講じる基準値である１μ sv/h についても、すべての施設において下回っていました。なお、文部科学省では、今年度、学校において児童生徒が受ける線量について、当面、年間 1mSv を目指すとしていますが、時間あたりの線量限度は示されておりません。

測定結果は、おながわ災害ＦＭや女川町公式ウェブサイト［東日本大震災に関する女川町情報発信サイト］、放射線・放射能に関するポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」にも掲載しています。

後期高齢者医療制度の高額医療・高額介護合算制度について

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担額を軽減する制度です。後期高齢者医療の一部負担金と介護保険の利用者負担金額の合計が著しく高額の場合、所得状況に応じた下記の限度額を超えた額が支給されます。支給額の計算は医療保険制度ごとに行いますので、同一世帯に後期高齢者医療の被保険者が複数いる場合は、合算して計算します。

該当する方には、平成24年2月中頃にお知らせを送付する予定ですが、次に該当する方はお知らせが送付されませんので、年間の自己負担限度額が下表の金額を超えると思われる場合は、役場国保年金係（②番窓口）へご相談ください。

計算対象期間中（平成22年8月1日から平成23年7月31日）に下記に該当する方

1．新たに後期高齢者医療の被保険者となられた方

2．死亡された後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方

■【高額介護合算療養費の算定基準額（自己負担限度額）】
計算対象期間（H 22. 8. 1～H 23. 7. 31）

所得区分※1		保険証の一部負担金の割合	自己負担限度額
現役並み所得者（課税所得額が145万円以上の方）		3割	67万円
一　　般		1割	56万円
住民税非課税世帯※2、3	区分Ⅱ	1割	31万円
	区分Ⅰ	1割	19万円

※1　所得区分は、その年度の住民税課税所得によって8月から翌年7月までを1年として判定しています。計算基準日（毎年7月31日時点）での世帯の所得状況により計算されますが、資格喪失された場合は、喪失日が基準日となります。

※2　住民税非課税世帯の区分Ⅱ…住民税非課税世帯
区分Ⅰ…世帯全員の所得が一定以下（年金収入80万円以下等）

※3　区分Ⅰで介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。

※4　自己負担限度額を超えた額が500円以下の場合は支給対象外となります。

なお、国民健康保険や社会保険に加入されている方についても、同様の制度がありますので、詳しくは各医療保険者にご確認ください。

東日本大震災で被災された国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の一部負担金等還付申請について

一部負担金等の免除に該当する国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者が医療機関を受診する際は、「免除証明書」の提示が必要です。保険証とあわせて忘れずに医療機関に提示されますようお願いいたします。

免除に該当する方が、平成23年3月11日以降免除証明書が交付されるまでの間に、医療機関に対して一部負担金を支払い、医療機関窓口からの還付（返金）を受けていない場合は、各保険者から還付することとなりますので、下記のものを添えて、町民課国保年金係（②番窓口）で手続きをしてください。（単に“医療機関窓口に提示するのを忘れた”という理由での還付申請はできませんので、ご注意ください。）

・免除対象者の被保険者証
・印かん
・一部負担金等免除証明書
・領収書
・通帳写し
・代理申請の場合は、代理の方の身分証明書

鍛え抜かれた心技体を披露

12 月 4 日総合体育館を会場に「宮城県学年別柔道チャンピオン大会」が開催され、幼児から中学生まで 58 団体 783 人が参加しました。

大会では、日ごろの練習で鍛え抜かれた技の応酬が繰り広げられ、会場内にはチームや家族の大声援が響き渡りました。

大会後には、世界大会で活躍した山口香さんと北田典子さんによる柔道教室も開催されました。

サンタが空からやって来た

12 月 13 日女川第二小学校の校庭にヘリコプターが降り立ちました。出てきたのは、真っ赤な衣装に白いひげ…やっぱりサンタクロース！

サンタからは、かわいい時計がプレゼントされ、保育所と小学校の児童たちは、一足早いクリスマス気分を味わいました。

最後は、ソリならぬヘリの前でサンタと一緒に写真をパチリ。サンタさん、また来てね～。

米国海軍救難艦が入港

11 月 21 日女川港にアメリカ海軍の救難艦が入港し、翌 22 日と 23 日に一般公開されました。

この船は、主に海難救助や消火活動、海中引揚げ作業に従事するもので、震災後すぐに日本へ向けて出発し、八戸市や宮古市で復興活動を行ってきたそうです。

船長以下乗員の方々からは、日米両国の友情の証と 1 日も早い女川の復興を祈って、手製のキルトが贈られました。

力をこめてぺったんこ

12 月 20 日に栃木県塩谷町の渡辺春夫観光協会長や旭が丘行政区の皆さんが、第一保育所でキネとウスによる餅つきを行いました。

今や町内でもほとんど見られない光景に、子どもたちは目を輝かせながら、一緒になって「ヨイショ！」と大きなかけ声。

キネを持っての餅つきでは、その重さに悪戦苦闘しながらも、力いっぱいキネを振っていました。

経営相談会を開催

みやぎ産業振興機構では、事業者を支援するため、経営相談会を開催します。営業力の強化、各種融資・助成金の有効活用など様々な課題解決にぜひお役立てください。

▽**日時**…平成24年1月12日（木）
①9時30分　②11時10分
③13時40分　④15時20分
▽**会場**…石巻ルネッサンス館1階
▽**参加料**…無料
▽**申込**…事前のご予約が必要です。
▽**締切日**…平成24年1月5日（木）
▽**問合先**…石巻産業創造(株)
☎92－1313
公益財団法人みやぎ産業振興機構
事業支援課　☎022－225－6636

石巻専修大学奨学生を募集

財団法人石巻地域高等教育事業団では、石巻圏域に住む優秀な学生で、経済的理由により就学困難な方を対象に、次代を担う有能な人材育成を目指して、奨学生を募集します。

▽**貸与限度額**…
新入学生（理工学部）　160万円
新入学生（経営学部）　120万円
在学生（理工学部）　130万円
在学生（経営学部）　90万円
▽**貸与方法**…平成24年3月に一括貸与
▽**採用人数**…10名程度（奨学生選考委員会の審査により決定します）
▽**返済期間**…大学卒業後1年据え置き、以後10年以内（無利子）
▽**応募資格**…
①石巻専修大学推薦入試または一般試験に合格し、平成24年4月に入学される方
②平成24年4月現在、石巻専修大学に在学する見込みの方で、石巻圏域に2年以上住所を有する方
※ただし、①②ともに石巻圏域内の高等学校及び石巻専修大学に入学する目的をもって、圏域内に住所を移転した方は除きます。
▽**募集期間**…平成24年1月16日(月)～2月24日(金)
▽**問合先**…財団法人石巻地域高等教育事業団事務局（石巻市企画部総合政策課内）
☎95－1111内線4222

みやぎふるさとCM大賞審査会を放送

2011みやぎふるさとCM大賞の公開審査会が11月29日に開催されました。女川町からは商工会青年部が制作した「再会の町　女川町」が出品され、見事銀賞（年間放送回数50回）に輝きました。

▽**放送日時**…平成24年1月3日(火)
午後4時00分～5時25分
▽**放送局**…東日本放送

住宅修繕工事に補助金を交付

町では、東日本大震災及び9月発生の台風15号で被害を受けた町内の住宅に修繕工事の補助金を交付しています。
なお、委任状があれば、本人でなくとも申請できます。

▽**対象住宅**…住宅応急修理制度、および被災者生活再建支援金を用いて修理した住宅を除く専用住宅または併用住宅
▽**対象工事**…屋根、内装、外壁、門・塀等の外構、電気及び給排水設備、擁壁・石垣等（家財や家電製品等の購入・修理は対象外）
▽**補助金**…修繕工事額の1/2（10万円上限）
▽**申請期限**…平成25年2月末日
▽**問合先**…建設課建築係
☎54－3131　内線155

地上デジタル放送のお知らせ

～その1～　仮設住宅の地デジ対策工事を実施します

仮設住宅にお住いの方で地デジ電波を受信できないため、暫定衛星対応で首都圏の番組をご覧いただいている世帯への地デジ移行は、女川町で工事を実施し、２月末頃までに対策を完了する予定です。（地デジ受信後は、現在の暫定衛星設備（パラボナアンテナ）は撤去になります。）

なお、対象仮設住宅には、工事実施前に、別途お知らせチラシを配布いたします。

対象仮設住宅：石巻バイパス、宮ヶ崎、桐ヶ崎、指ヶ浜、高白浜、横浦北、大石原浜、野々浜、塚浜、小屋取①②、出島町営グラウンド
問合せ先　電話　54-3131
地デジ関係：役場　企画課（内線 223）
工事関係：役場　建設課（内線 155）

～その2～　毎週月曜日に地デジ相談会を開催します

宮城県のアナログ放送は、平成 24 年 3 月 31 日で終了いたします。

地デジの準備ができていない方やお困りの方は、女川町役場町民の部屋で毎週月曜日にデジサポ宮城による「地デジ相談会」を開催いたしますので、お気軽にご相談ください。

日　時　毎週月曜日　9：30 ～ 16：00　※祝日を除く
場　所　役場仮設庁舎　町民の部屋

※電話でのご相談はデジサポまで
デジサポ宮城　電話　022-745-1500
受付時間　平日　9：00 ～ 20：00　　土日祝日　9：00 ～ 18：00

ごみの収集　１月～２月

※ 燃やせるごみの収集日は、次の地区ごとにカレンダーで色分けしています。

薄い黒の日	大沢・浦宿・針浜・上区・西区・小乗・高白・五部浦（各地区の仮設住宅含む）
濃い黒の日	旭が丘・女川・大原・清水・宮ヶ崎・石浜・北浦・出島・寺間（各地区の仮設住宅含む）・石巻市内の仮設住宅

・江島地区の燃やせるごみは、１月４日（水）以外は月曜日と金曜日に運搬します。

※缶類の日に収集するものの種類
缶・乾電池・鍋・釜・やかんなどの金属類・びん・ペットボトル

※古紙類の日に収集するものの種類
段ボール・新聞紙・雑誌・雑紙・プラスチック製容器包装・白色トレイ・発泡スチロール・紙パック・布類・剪定枝・廃食油・燃やせないごみ（セトモノ・ガラス・ポット・傘・蛍光管・電球・ラジカセなど）

１　月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

収集地区	缶類の日	古紙類の日	粗大ごみ
大沢・浦宿	17	6・20	5
針浜・上区・西区	13・27	18	11
小乗・高白・五部浦	16・30	16・30	25
旭が丘・石巻市内の仮設住宅	12	19	18
女川・清水・大原・石浜・宮ヶ崎	5・25	11・26	12
北浦地区	10・23	10・23	26

２　月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29			

収集地区	缶類の日	古紙類の日	粗大ごみ
大沢・浦宿	14・28	7・21	1
針浜・上区・西区	10・24	3・17	8
小乗・高白・五部浦	13・27	13・27	22
旭が丘・石巻市内の仮設住宅	1・15・29	2・16	21
女川・清水・大原・石浜・宮ヶ崎	8・22	9・23	14
北浦地区	5・19	5・19	28

※離島地区（出島・寺間・江島）の資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの運搬日は、区長さんを通じてお知らせします。

広報　おながわ　１月号
編集・発行
〒986－2261　宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原３１６
女川町役場仮設庁舎総務課広報広聴係　☎０２２５－５４－３１３１
ホームページ「宮城県女川町東日本大震災に関する最新情報提供ページ」
（ＵＲＬ）http://www.town.onagawa.miyagi.jp/
女川町暮らしの情報モバイルサイト
（ＵＲＬ）http://www.town.onagawa.miyagi.jp/m/　（ＱＲコード）